

給水装置等工事設計施行基準  
訂正箇所

令和3年4月1日

頁	訂正箇所	誤	正
3-10	2.3.1 工事の申込み (提出部数)	提出部数は、上記①～④については1部、⑤については <u>3部</u> を1セットとしたものを1部とする。	提出部数は、上記①～④については1部、⑤については <u>4部</u> を1セットとしたものを1部とする。
3-19	2.7.1 総則 (署名捺印の原則)	(略)ただし、「2.7.7 分岐工事に着手する場合」に示す書類にあっては、この限りでない。	ただし以降削除
3-20	2.7.9 分岐工事に着手する場合 (着手の届出)	(略) 工事予定日時の3営業日前までに表3.2.2に掲げる書類を管理者に提出すること。	(略) 工事予定日時の3営業日前までに電話連絡すること。
3-20 ～ 3-21	2.7.9 分岐工事に着手する場合 (断水を伴う分岐工事)	(1) (略) 必要事項を記入し、管理者に提出すること。	(1) (略) 必要事項を記入し、工事予定日時の7営業日前までに管理者に提出すること。 (提出部数) 提出部数は、1部とする。
3-21	表 3.2.2 分岐工事に着手する場合に必要な書類 (掘削を伴う場合)		表を削除
〃	(追加) 2.7.10 既存管の給水設備を給水装置として使用する場合 (一般事項)		既存の自家用給水設備又は受水槽以降の給水設備のすべて又は一部を給水装置として使用する場合、指定給水装置工事事業者は既設給水設備の状況について確認し、「給水設備構造材質確認届出書」(様式第14号(設計基準))に必要事項を記入のうえ、添付書類と併せて管理者に届け出ること。

頁	訂正箇所	誤	正
4-25	(2) 標準化した同時使用水量により計算する方法	$Q = \frac{q_1}{N \times r}$	$Q = \frac{q_1}{N} \times r$
4-32	2.3.1 選定基準 (一般事項)	(1) (略) 原則として表 4.2.10 に示すところによる。	(1) (略) 原則として表 4.2.10 に定める使用流量範囲内で選定することが望ましい。
4-33	表 4.2.10	メーター口径選定基準表(JIS 対応メーター)	メーター口径選定基準表(JIS 対応メーター) (参考)
4-34	2.3.2 直圧方式の場合 (規定給水栓数による決定)	(1) (略)	(1) (略) (追加) なお、二世帯住宅等で各々の給水系統が独立して水を使用する場合は、同時使用水量が異なるため、規程給水栓内であっても水量計算を求める場合があるので、事前に管理者と協議を行うこと。
4-36	(用具給水負荷単位による決定)	(略) 図 4.2.3 によりメーターの口径を決定すること。	(略) 図 4.2.3 によりメーターの口径を決定することが望ましい。
〃	同上	図 4.2.3 メーターの口径選定曲線図	図 4.2.3 メーターの口径選定曲線図 (参考)
〃	表 4.2.14 同時使用水量計算式によるメーター口径ごとの最大給水用具負荷単位数の算出表 (参考)		表を削除
4-37	2.3.4 受水槽方式の場合 (受水槽方式で給水する場合のメーター口径)	(略) 表 4.2.10 に定める適正使用流量範囲及び1日当たりの使用量を超えない範囲で決定すること。	略) 表 4.2.10 に定める適正使用流量範囲及び1日当たりの使用量を超えない範囲で決定することが望ましい。

頁	訂正箇所	誤	正
4-106	4. 6. 3 完成横断面図 (一般事項)	⑧ 分岐する配水管等から第 1 止水栓設置位置までの距離及び止水栓の口径を記載すること。	⑧ 分岐する配水管等から第 1 止水栓設置位置までの距離及び止水栓の口径を記載すること。
5-64	(止水栓及び仕切弁)	口径 40 mmの止水栓又は仕切弁を設置した場合	口径 40 mm以上の止水栓又は仕切弁を設置した場合
5-80	4. 5. 2 施工一般 (臨時的排水管)		(1)～(4)削除
5-96	4. 8. 1 総則 (他の者の既存給水装置の使用)	(1) (略)「給水装置臨時的使用承諾書」 (様式第 16 号 (設計基準))	(1) (略)「給水装置臨時的使用承諾書」 (様式第 15 号 (設計基準))
7-3	1. 2. 2 適用基準 (メーター口径)	(1) (略) 用具給水負荷単位表を基にメーター口径選定基準表により決定すること。	(1) (略) 用具給水負荷単位表を基にメーター口径選定基準表により決定することが望ましい。
8-28	2. 2. 2 受水槽方式の計算例 (集合住宅の場合)	(1) 設計条件 (略) 使用水量 (表 4. 2. 10 より)	(1) 設計条件 (略) 使用水量 (表 4. 2. 9) より)
8-29	同上	⑤ 仮定口径 (略)「表 4. 2. 10 メーター口径選定基準表 (JIS 対応メーター)」に示す適正使用流量範囲内でないといけない。	⑤ 仮定口径 (略)「表 4. 2. 10 メーター口径選定基準表 (JIS 対応メーター)」に示す適正使用流量範囲内であることが望ましい。
11-3	2. 1. 2 提出書類 (一般事項)	(略) ④ 工事写真	(略) ④ 給水装置完成断面図(分岐工事を伴う場合)(様式第 10 号(施行規程)) ⑤ 工事写真
参考資料	給水装置工事記録写真撮影基準 P 6 表-1 工事写真撮影箇所一覧表(給水装置)「配管工」内「水圧試験」項目 7 行目	・(略) 水圧試験が実施できなときは,	・(略) 水圧試験が実施できないときは,

頁	訂正箇所	誤	正
様式集 3-1	給水装置工事申込書 「貸与メーター」欄		削除し、様式 8-4「貯水槽水道以降のメーター設置条件承諾書」へ記載するように変更
様式集 3-12	給水装置工事設計変更届 「添付書類」欄		チェック項目に「使用材料及び付近見取図」を追加
様式集 5-1	分岐工事着手届		削除
様式集 6-3	出水不良等に関する誓約書 指導事項 1行目	(略) 規定数を超過しているおり,	(略) 規定数を <u>超過しており,</u>